

新潟県保険医会 FAXニュース 第79号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

(1) 新型コロナ自宅・宿泊療養中の重症化リスクの高い者への電話等診療 147点 対象者が変更されています(2022年6月30日～)

下記期間に、対象医療機関の医師が、重症化リスクの高い自宅・宿泊療養中の患者に新型コロナに係る電話等診療を実施した場合は、主として診療を行う保険医が属する1つの保険医療機関で、1日1回147点を算定できることとされています。(二類感染症患者入院診療加算(電話等初再診料)250点と併算定可能。)

147点の算定対象となる重症化リスクの高い者は「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」(2月9日事務連絡)に掲げられていますが、この通知が6月30日に一部改正されたことに伴い、6月30日以降の算定対象者も下記の通り変更されました。(2022年7月4日厚生局新潟事務所確認)

【対象期間】 2022年5月1日～2022年7月31日

【対象医療機関】 以下のいずれかに該当する。

- ・保健所等から健康観察に係る委託を受けている。
- ・「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている。

【対象者】 以下①～③のいずれかに該当する。(下線部、見え消しが6月30日改正で変更のあった部分)

- ① 65歳以上の者
- ② 40歳以上65歳未満の者のうち、重症化のリスク因子となる疾病等(※)を複数持つ者
(※)重症化のリスク因子となる疾病等……ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみのも含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、心血管疾患、脳血管疾患、喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下
- ③ 妊娠している方

(2) 新型コロナウイルスに係る検査料について(2022年7月1日～)

2022年7月1日より、新型コロナウイルス感染症に係る検体検査料が下記の通り変更・追加されています。

区分番号	検査項目	点数
D023	SARS-CoV-2核酸検出(検査委託) ※6/30まで850点→7/1から700点	700点
	SARS-CoV-2核酸検出(検査委託以外)	
	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託) ※6/30まで850点→7/1から700点	700点
	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出(検査委託以外)	
	SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出(検査委託) ※7/1新設	700点
	SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出(検査委託以外) ※7/1新設	
D012	SARS-CoV-2抗原検出(定性)	300点
	SARS-CoV-2抗原検出(定量)	560点
	SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)	420点

(3) 令和4年度診療報酬改定「疑義解釈」について

「疑義解釈資料の送付について(その15)(6月29日)」より、一部を抜粋してお知らせいたします。

【外来感染対策向上加算】

- (問) 外来感染対策向上加算の施設基準において、「感染対策向上加算1に係る届出を行った複数の医療機関と連携する場合は、当該複数の医療機関が開催するカンファレンスに、それぞれ少なくとも年1回参加し、合わせて年2回以上参加していること」とされているが、やむを得ない理由により、一部の医療機関のカンファレンスに参加できなかった場合、どのように考えればよいか。
- (答) 感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会のカンファレンスに合わせて年2回以上参加していればよい。なお、翌年には、参加できなかった医療機関のカンファレンスに参加することが望ましい。

【地域包括診療加算、地域包括診療料】

- (問) 地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」については、
- ・「疑義解釈資料の送付について(その8)」(平成26年7月10日)問7で「原則として、e-ラーニングによる研修の受講は認めない」
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その5)」(平成30年7月10日)問4で「2年毎の研修修了に関する届出を2回以上行った医師については、それ以後の「2年間で通算20時間以上の研修」の履修については、日本医師会生涯教育制度においては、カリキュラムコードとして29認知能の障害、74高血圧症、75脂質異常症、76糖尿病の4つの研修についても、当該コンテンツがあるものについては、e-ラーニングによる単位取得でも差し支えない」とされているが、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日)問257を踏まえ、これらの4つのカリキュラムコードを含め、当該研修についてはe-ラーニングにより受講してもよいか。
- (答) 差し支えない。なお、e-ラーニングにより受講する場合は「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日)問257の記載事項に留意すること。

※参考「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日)問257

- (問) オンライン会議システムやe-learning形式等を活用し、研修を実施することは可能か。
- (答) 可能。なお、オンライン会議システム、動画配信やe-learning形式を活用して研修を実施する場合は、それぞれ以下の点に留意すること。

<オンライン会議システムを活用した実施に係る留意点>

- 出席状況の確認
(例)・受講生は原則として、カメラをオンにし、講義中、事務局がランダムな時間でスクリーンショットを実施し、出席状況を確認すること。
 - ・講義中、講師等がランダムにキーワードを表示し、受講生に研修終了後等にキーワードを事務局に提出させること。
- 双方向コミュニケーション・演習方法
(例)・受講生からの質問等については、チャットシステムや音声発信を活用すること。
 - ・ブレイクアウトルーム機能を活用してグループごとに演習を実施後、全体の場に戻って受講生に検討内容を発表させること。
- 理解度の確認
(例)・確認テストを実施し、課題を提出させること。

<動画配信又はe-learning形式による実施に係る留意点>

- 研修時間の確保・進捗の管理
(例)・主催者側が、受講生の学習時間、進捗状況、テスト結果を把握すること。
 - ・早送り再生を不可とし、全講義の動画を視聴しなければレポート提出ができないようにシステムを構築すること。
- 双方向コミュニケーション
(例)・質問を受け付け、適宜講師に回答を求めるとともに、質問・回答について講習会のWebページに掲載すること。
 - ・演習を要件とする研修については、オンライン会議システムと組み合わせて実施すること。
- 理解度の把握
(例) 読み飛ばし防止と理解度の確認のため、講座ごとに知識習得確認テストを設定すること。